

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

Ⅰ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

Ⅱ **個別に給付要件を確認して給付する必要がある方**（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

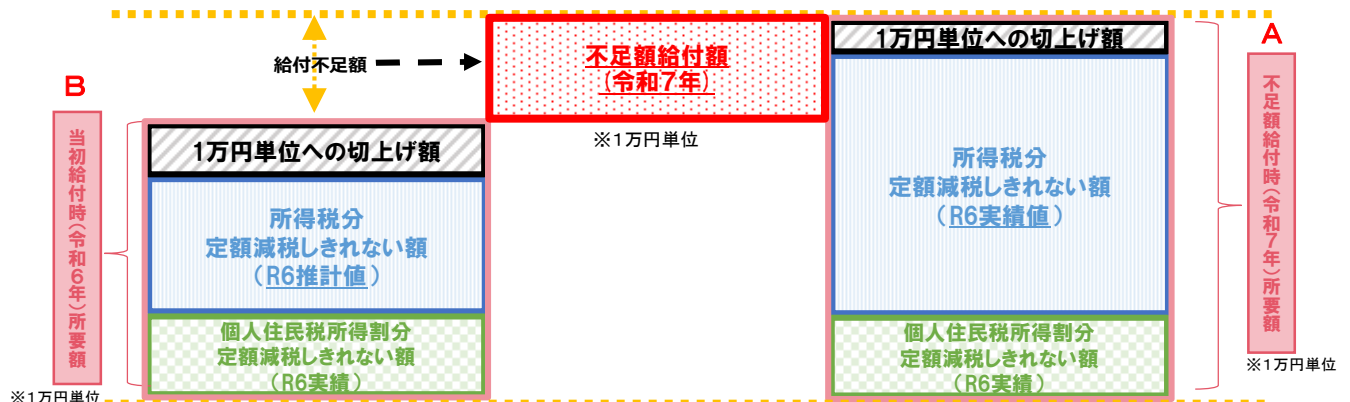
イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

令和7年1月1日時点で高野町に住民登録がある方が対象です

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
(≒本人として定額減税対象外)
 - ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、
合計所得金額48万円超の方 (≒扶養親族等としても定額減税対象外)
 - ・ 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
-
- 上記の対象となる方には、9月上旬ごろ、給付内容や確認事項が書かれた「**支給のお知らせ（手続不要）**」または「**確認書（手続必要）**」が届きます。
 - 内容（支給要件、金額、振込先等）に間違いがないか確認して下さい。
 - **「支給のお知らせ」が届いた方は原則として申請等の手続は不要です。**
(振込口座の変更や受取りを辞退される場合は別途申請手続を行ってください。)
 - **「確認書」が届いた方は申請手続きが必要です。**
書類に記載されている二次元コードから、スマートフォンなどでオンライン申請が可能です。
(郵送による申請も受け付けていますが、受付処理に時間がかかりますのでご了承ください)
 - 該当する可能性があるにもかかわらず、お知らせが届かない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

お問合せ先

高野町不足額給付金コールセンター

電話 0120-386-042

開設期間 9月1日 ～ 10月31日

受付時間 8:30 ～ 20:00 (土日・祝日含む)

上記の期間以外のお問い合わせは

高野町役場税務会計課税務係 電話 0736-56-1600 受付時間 8:30～17:15 (平日のみ)

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

不足額給付

検索

給付金・定額減税一体措置

検索



(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)